

3. 課外活動団体内で新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合

【課外活動団体所属の学生用】

団体に所属する部員から新型コロナウイルス陽性者になったと連絡があった。

→陽性者には、発症の2日前よりも後に**濃厚接触者相当となる学生**がいる場合、必ず連絡するよう共有してください。

陽性が判明した部員は、発症の2日前よりも後に**“課外活動”**又は**“複数人が参加する団体主催のイベント”**に参加した？

はい

対面での課外活動を“一時停止”してください。

- ・団体所属の全学生に対して、「**対面活動を一時停止する**」、「**濃厚接触者相当確定の連絡があるまで、外出を控える**」、「**何らかの症状がある者は直ちに申告する**」ことを早急に連絡してください。
- ・団体代表者は、顧問教員及び学生課に、活動を一時停止することを至急報告してください。なお、**一時停止期間は、学生課への報告日から5日間**を目安とします。

- ・団体内に濃厚接触者相当や体調不良の学生がいる場合、その学生自身が、**コロナ連絡フォーム**より状況報告をしてください。
- ・課外活動再開時期は、学生課からの指示を待ってください。

いいえ

対面での団体活動継続可能

- ・団体代表者は、顧問教員及び学生課に「団体所属学生に陽性者が判明したが、活動中に濃厚接触者相当となった学生がいないので活動を継続すること」を報告すること。
- ・その他の陽性者から濃厚接触者相当の連絡が個別にあった場合、その学生は自主隔離してください。

自主隔離期間は、行政が定める濃厚接触者自宅待機期間に準じます。